

大阪府立少年自然の家管理運営業務協定書

1. 業務名称	大阪府立少年自然の家管理運営業務
2. 履行場所	貝塚市木積字秋山長尾3350 大阪府立少年自然の家（別紙1にて詳述）
3. 指定期間	令和8年4月1日から令和18年3月31日まで
4. 指定管理料	金670,926,000円 うち消費税及び地方消費税 金60,993,272円
5. 納付金	第9条の規定による

大阪府（以下「甲」という。）は、少年自然の家共同事業体（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府立少年自然の家条例（昭和60年大阪府条例第5号。以下「条例」という。）に規定する指定管理者として、大阪府立少年自然の家（以下「自然の家」という。）の施設の管理運営に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、甲が実施した「大阪府立少年自然の家指定管理者募集要項」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第1条 甲は、自然の家の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙の構成員は、この指定を受けて当該業務を共同連帯して行うものとする。

2 乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。

3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

第2条 乙は、自然の家を「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。但し、業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(指定期間)

第3条 乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第24条に規定する指定の取消しがあったときをいう。以下同じ。）に管理運営業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、自然の家を明け渡さなければならない。

2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基本的な業務の範囲)

第4条 自然の家の管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

(1) 自然の家の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

(2) 自然の家の維持及び補修に関する業務（ただし、別紙3に掲げるリスク分担の範囲に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めて乙に指示する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙2「大阪府立少年自然の家管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

3 自然の家は、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、当該利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

(指定管理者の責務)

第5条 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、乙はあらかじめ甲と協議の上、危機管理マニュアルを整備すること。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、管理運営業務を継続することができないおそれが生じたときには、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(事業計画の内容)

第6条 乙は、次に掲げる内容を記載した事業計画書を2月末までに甲に提出しなければならない。

(1) 管理運営の体制

(2) 事業の概要及び実施する時期

(3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

(事業報告書等の提出書類の内容)

第7条 乙は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる内容を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況（利用者数、利用料金収入の実績等）
- (2) 管理運営業務に要した経費等の収支状況（構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしたもの。）
- (3) 自主事業に要した経費等の収支状況（自主事業も含めた収支に基づく指定管理料又は納付金、若しくは収益等に対する還元の支払いを約した場合に限る。）
- (4) 個人情報の保護及び情報公開体制
- (5) 就職困難者雇用実績報告書等行政の福祉化に係る報告書
- (6) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の事業報告書の提出に当たっては、構成員ごとに次に掲げる書類又はこれらに相当する書類を6月末までに添付しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書

3 甲は、前2項の報告書等を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、乙はセンターの四半期毎の利用状況、経理状況について、各四半期終了後30日以内に甲に報告しなければならない。

(指定管理料の支払い)

第8条 乙は、別紙4の「指定管理料及び納付金に関する規定」に定める支払計画に従って、甲に対し、指定管理料を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求を受理した日から30日以内に、指定管理料を乙に支払わなければならない。

(府への納付金)

第9条 乙は、別紙4の「指定管理料及び納付金に関する規定」に従って甲に対して納付金を支払うものとする。

(納付方法の取扱い)

第10条 前条に定める各年度の納付金については、乙は、甲が発行する納入通知書に従い、記載されている期日までに納付しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第11条 管理運營業務に必要な備品等の購入費用は、乙が負担する。

- 2 前項に基づき乙が購入した備品等は、本協定が終了した後、すべて甲が所有するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が所有するものとすることもできる。
- 3 乙は、第1項の規定により購入した備品等は大阪府財務規則(昭和55年3月31日大阪府規則第48号)第6章に準じ管理するものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により購入した備品について、次条の規定により甲から無償貸与された備品及び乙所有の備品と区別して管理しなければならない。

(甲による備品等の貸与)

第11条の2 甲は、管理運營業務を遂行するために「別紙5 備品一覧表」に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。

- 2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。なお、乙は、甲所有の備品と乙所有の備品を区別して管理するものとする。
- 3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承諾を得なければならない。
- 6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。
- 7 本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

(リスク負担)

第12条 指定期間中に発生するリスクの分担については、別紙3のとおりとする。ただし、別紙3に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

- 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。
- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
- 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。
- 5 法令改正により、施設利用者の生命身体の安全を確保するための施設躯体の改修が必要となった場合に限り、改修に要する費用を甲が負担し、その他の必要となった維持補修の場合は、乙が負担する。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号）及び別紙9「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。

- 2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、当該管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(文書管理)

第15条 乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

- 2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。
- 3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

(個人情報、データ等の管理)

第16条 乙は、当該管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施)

第17条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、別紙10「情報セキュリティに係る指定管理者が遵守すべき事項」により、対策を実施するものとする。

(情報公開)

第18条 乙は、当該管理運営業務に関し、別紙6「指定管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領」に基づき、甲が指定する書類を自然の家に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第19条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(モニタリング(点検)の実施)

第20条 甲は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告し、対応方針を策定し、次年度以降の事業計画等に反映する。

4 甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況とを踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。

5 甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。

(利用者満足度調査の実施)

第21条 甲と乙は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

(審査請求の取り扱い)

第22条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第23条 乙は、管理運営業務を実施するために、自然の家の内装の様式替え等、既存諸施設の形質変更又は新たな施設整備（以下「様式替え等」という。）を行おうとするときは、事前に書面による甲の承認を得なければならない。

2 前項の様式替え等に要する経費は、乙が負担する。

3 乙は、本協定が終了したときは、破損又は汚損した部分及び第1項の様式替え等により変更した箇所を原状に回復するものとし、それに要する経費は、乙の負担とする。但し、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理運営の業務又は経理の状況に関する甲の指示に従わないなど、乙による本協定の重大な違反行為が甲によって認められるとき。

(2) 募集要項の「11 モニタリング（点検）の実施」に定める要件に該当する場合のほか、条例第8条各号に掲げる基準に適合しなくなったと甲が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、諸般の事情を考慮し、公共政策上、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると甲が認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部を停止させた場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える指定管理料を甲から受け取っている場合は、当該年度分において超えた部分の委託料を甲に返還するものとする。

3 第1項第3号の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部を停止させた場合（乙の責に帰すべき事由により取り消した場合を除く。）において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

4 前項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(損害の賠償)

第25条 乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。かかる損害には、甲に実際に生じた弁護士費用が含まれる。

2 乙は、必要な保険に加入し、当該保険の契約内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

4 乙は、管理運営業務を開始する日までに、次に掲げる内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入しなければならない。なお、保険契約を締結するにあたり、甲を追加被保険者とするものとする。

(1) 施設賠償責任保険

(ア) 対人賠償 1事故につき：1億円、1名につき：1億円

(イ) 対物賠償 1事故につき：500万円

5 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、管理運営業務を開始するまでに、保険証券及びその他その内容を証する書面を甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更する場合も、前第1項の規定を満足させる範囲で更新又は変更するものとし、更新又は変更後3営業日以内に更新又は変更にかかる保険証券及びその他その内容を証する書面を甲に提出するものとする。

(自主事業)

第26条 乙は、甲の承諾を得て本施設の設置目的等を損なわない範囲において、乙の責任と費用により、本業務の実施効果を高める付帯的サービスを実施することができる。

(第三者への委託の禁止等)

第27条 乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運営業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。

(1) 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規

定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。)

(2) 入札参加除外の措置を受けている者

(3) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第9条第1項に規定する誓約書違反者として指定された者

(4) 役員等(受任者又は下請負人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受任者又は下請負人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められる者

(5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。

6 甲は、乙が第4項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(指定の辞退等)

第28条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

(施設等の利用)

第29条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(著作権の帰属)

第30条 乙が管理運営業務により行った印刷物の刊行、写真撮影等によって生じる著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第15条の規定によるものとする。

2 乙は、本契約が終了したときは、前項の著作権を著作権法第61条の規定により、同法第27条及び第28条に規定する権利を含めて、甲に無償譲渡するものとし、当然に甲に帰属するものとする。

3 乙は、本業務に従事する自己の使用人その他の関係人に対し、前2項の趣旨を周知し、その同意を得るものとする。

(重要事項の変更の届出)

第31条 乙は、構成員の定款、事務所の所在地又は代表者に変更等があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第32条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制票等を甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ方法)

第33条 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものが自然の家の管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。

4 その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(ネーミングライツ等)

第34条 甲がネーミングライツ事業（府有施設及びその付帯設備等に企業の社名やブランド名を愛称として付与する事業をいう。）を実施した場合、施設管理者としての一般的な協力をするものとする。

(協議)

第35条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年4月1日

(甲) 大阪府

代表者 大阪府教育委員会教育長 水野 達朗

(乙) 大阪市東淀川区東中島一丁目20番14号

少年自然の家共同事業体

代表者 公益財団法人大阪ユースホステル協会
会長 平岡 龍人